

報道関係各位

## 件 名 緊急事態宣言の期間延長等に伴う飯能市の対応について

国は、2月2日、埼玉県を含む首都圏の一都三県など10都府県を対象に、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長しました。

これを受けて、2月4日、埼玉県知事が県全域に対して、2月8日以降の「緊急事態措置」を示しました。

本市では、感染の拡大に歯止めをかけ、市民の命や健康を守るため、令和3年2月5日(金)に開催しました飯能市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第33回)におきまして、緊急事態宣言の期間延長等に伴う飯能市の対応について決定いたしましたので、お知らせいたします。

詳細については、別紙のとおりです。

### <別紙>

- ・別紙1 市民への日中も含めた不要不急の外出自粛、特に午後8時以降の不要不急の外出自粛の周知について
- ・別紙2 午後8時以降の外出自粛に伴う公共施設の利用等について
- ・別紙3 第3次新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について
- ・別紙4 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種(第3次補正予算分)について
- ・別紙5 新型コロナウイルス感染症に係る飯能市への寄附について
- ・別紙6 「緊急事態宣言」延長に伴う市長メッセージについて

### 【問い合わせ先】

別紙1・2・5・6	担当者	危機管理室長 井竹 信喜
	連絡先	Tel042-973-2111(内621)
別紙3	担当者	企画調整課長 利根川 忠宏
	連絡先	Tel042-973-2111(内310)
別紙4	担当者	健康づくり支援課長兼新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長 浅見 礼子
	連絡先	Tel042-974-3488(ダイヤル)